

3. 一般高圧ガス

検査項目	検査(自主点検)の内容	留意点等	自主点検	検査結果
(1) 取扱主任者 【一般則第73条】	可選要件 (い) 選任した時点で、甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、丙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状、乙種機械責任者免状、第一種販売主任者免状のいずれかを有しているか。	免状により確認	適否	適・否
	可選要件 (ろ) 大学もしくは高等専門学校で理学または工学の課程を修了しているか。	履歴書等で確認		
	可選要件 (は) 高等学校で工業に関する課程を修了し、かつ、選任した時点で消費するガスと同一のガスに関する製造又は消費に係る6ヶ月以上の実務経験があるか。	履歴書等で確認。特殊高圧ガスの実務経験は特殊高圧ガス内でのガス種を問わない。		
	可選要件 (こ) 高圧ガス保安協会が実施する「特定高圧ガス取扱主任者講習」を修了しており、かつ、選任した時点で消費するガスと同一のガスに関する製造又は消費(特定高圧ガス消費者としての消費に限る)に係る6ヶ月以上の実務経験があるか。	受講者証等で確認		
(2) 技術上の基準 【一般則第55条第1項第1号 〈例示基準1〉 第2号	警戒標等 事業所の境界線を明示し、かつ、当該事業所の外部から見やすいように警戒標を掲げているか。	警戒標が腐食していないか。 (参考例) 高圧ガス、火気厳禁、無断立入禁止、毒、等	適否	適・否
	離保安距 貯蔵設備及び減圧設備の外側から第一種保安物件に対し第一種設備距離以上、第二種保安物件に対し第二種設備距離以上の距離を有しているか。ただし、距離緩和型CE【一般則第6条の2第2項に適合するCE】の場合は敷地境界から4メートル確保しているか。	貯蔵設備については、貯蔵能力が3t未満の特殊高圧ガスのもの及び1t以上3t未満の液化塩素のものに限る。	適否	適・否

第一種保安物件【一般則第2条第1項第5号】 学校、病院、劇場、映画館、文化財である建築物、博物館、駅、百貨店、旅館等

第二種保安物件【一般則第2条第1項第6号】 住居

第一種設備距離【一般則第2条第1項第19号】 貯蔵能力(単位: 圧縮ガスの場合m<sup>3</sup>、液化ガスの場合kg)又は処理能力(単位m<sup>3</sup>)に対応する距離(単位:m)であって、可燃性ガス、毒性ガスの貯蔵設備、処理設備、減圧設備にあつてはL1、酸素にあつてはL2、その他のガスにあつてはL3の距離。

第二種設備距離【一般則第2条第1項第20号】 可燃性ガス、毒性ガスの貯蔵設備、処理設備、減圧設備にあつてはL2、酸素にあつてはL3、その他のガスにあつてはL4の距離。

L	X	$0 \leq 10,000$	$10,000 \leq X \leq 52,500$	$52,500 \leq X \leq 990,000$	$990,000 \leq X$
L1	$12\sqrt{2}$	$\frac{3}{25}\sqrt{X+10,000}$	30 可燃性ガス低温貯槽にあつては $\frac{3}{25}\sqrt{X+10,000}$	30 (可燃性ガス低温貯槽にあつては、120)	
L2	$8\sqrt{2}$	$\frac{2}{25}\sqrt{X+10,000}$	20 可燃性ガス低温貯槽にあつては $\frac{2}{25}\sqrt{X+10,000}$	20 (可燃性ガス低温貯槽にあつては、80)	

検査項目	検査(自主点検)の内容				留意点等	自主点検	検査結果
	L3	$\frac{16}{3}\sqrt{2}$	$\frac{4}{75}\sqrt{X+10,000}$	$13\frac{1}{3}$	$13\frac{1}{3}$		
	L4	$\frac{32}{9}\sqrt{2}$	$\frac{8}{225}\sqrt{X+10,000}$	$8\frac{8}{9}$	$8\frac{8}{9}$		
第3号 〈例示基準2〉	距火 離気 ①制限	<b>【特殊高圧ガスのみ】</b> 貯蔵設備、導管、減圧設備、配管は、その外面から火気を使用する場所に対し8メートル以上の距離を有しているか。 又は、漏えいしたガスに係る流動防止措置、又は漏えいしたときに使用中の火気を消すための連動装置があるか。			流動防止措置とは、防火壁、シリンダーキャビネット等、例示基準で規定する措置を指す。  <b>* 以下、各項目とも、詳細は例示基準に定めるところによる。</b>	適 否	適・否
第4号 〈例示基準6〉	止滞 構留 造防	<b>【可燃性ガスのみ】</b> 消費設備を設置する室は、ガスが漏洩した際に滞留しないような構造になっているか。			2方向以上の開口部、又は換気装置、シリンダーキャビネット等があるか。	現場確認 適 否	適・否
第5号 〈例示基準9〉	の消 材費 料設 備	消費設備に使用する材料は、ガスの性状、温度、圧力等に応じ、当該設備の材料に及ぼす化学的影響及び物理的影響に対し、安全な化学的成分、機械的性質を有しているか。			特定高圧ガスの消費に係る当初の届出時又は当該消費に付随する貯蔵・製造に係る許可・届出時の添付書類(認定試験者試験等成績書、ミルシート等)により確認済みである場合は適とする。 <b>無届の変更があれば書類確認。</b>	適 否	適・否
第6号 〈例示基準10〉	の消 基費 礎設 備	消費設備(配管及びここに規定する基礎を有する構造物上に設置されたものを除く。)の基礎は、不同沈下等により当該消費設備に有害なひずみが生じないようなものであるか。この場合において、貯槽(貯蔵能力が100m <sup>3</sup> 又は1t以上のものに限る。)の支柱(支柱のない貯槽にあつては、その底部)は、同一の基礎に緊結されているか。			同上	現場確認 適 否	適・否
第7号 〈例示基準7〉	耐 圧 ・ 気 密 性 能	貯蔵設備等(容器を除き、かつ、貯蔵設備については貯蔵能力が3t未満の特殊高圧ガスのもの及び貯蔵能力が1t以上3t未満の液化塩素のものに限る。)は、常用の圧力の1.5倍以上(第二種特定設備にあつては、常用の圧力の1.3倍以上)の圧力で水その他の安全な液体を使用して行う耐圧試験(液体を使用することが困難であると認められるときは、常用の圧力の1.25倍以上(第二種特定設備にあつては、常用の圧力の1.1倍以上)の圧力で空気、窒素等の気体を使用して行う耐圧試験)及び常用の圧力以上の圧力で行う気密試験又は経済産業大臣がこれらと同等以上のものと認める試験(試験方法、試験設備、試験員等の状況により試験を行うことが適切であると経済産業大臣が認める者の行うものに限る。)に合格するものであるか。			同上	適 否	適・否
第8号 〈例示基準8〉	設 備 の 強 度	貯蔵設備等(容器を除き、かつ、貯蔵設備については貯蔵能力が3t未満の特殊高圧ガスのもの及び貯蔵能力が1t以上3t未満の液化塩素のものに限る。)は、常用の圧力又は常用の温度において発生する最大の応力に対し、当該貯蔵設備等の形状、寸法、常用の圧力、常用の温度における材料の許容応力、溶接継手の効率等に応じ、十分な強度を有するものであり、又は貯蔵設備等の製造技術、検査技術等の状況により製造することが適切であると経済産業大臣が認める者の製造した常用の圧力等に応ずる十分な強度を有するものであるか。			同上	適 否	適・否

検査項目	検査(自主点検)の内容	留意点等	自主点検	検査結果
第9号	ト排の気系ダクト 【特殊高圧ガスのみ】 特殊高圧ガスの消費設備から排出されるガスが当該消費設備以外の消費設備から排出されるガスと相互に反応することにより災害の発生するおそれがある場合には、それぞれの消費設備と除害のための設備(以下「除害設備」という。)との間の配管(以下「排気ダクト」という。)の系統が別になっているか。	同上	適否	適否
第10号	ト排の気密ダクト 【特殊高圧ガスのみ】 特殊高圧ガスの消費設備(貯蔵設備等を除く。)及び除害設備並びに当該消費設備に係る排気ダクトは、気密な構造となっているか。	気密に係る定期点検記録があるか。	適否	適否
第11号	ト排の気清ダクト 【特殊高圧ガスのうち、ジシラン、ホスフィン、モノシランのみ】 ジシラン、ホスフィン及びモノシランの排気ダクトは、排気中の生成物がたい積しにくい構造とし、かつ、当該排気ダクトを定期的に点検し、当該排気ダクトに生成物がたい積していた場合には、速やかに除去しているか。	特定高圧ガスの消費に係る当初の届出時又は当該消費に付随する貯蔵・製造に係る許可・届出時の添付書類(フローシート、配管図等)で確認。 定期点検記録があるか。	適否	適否
第12号 〈例示基準77〉	置設する備るを室設 【特殊高圧ガスのみ】 特殊高圧ガスの消費設備を設置する室は、緊急時に容易に避難できる構造となっているか。	緊急避難口が放置物品等によりふさがれていないか。 誘導灯があるか。	現場確認 適否	適否
第13号 〈例示基準13〉	安圧全圧装置・ 貯蔵設備等(容器を除き、かつ、貯蔵設備については貯蔵能力が3t未満の特殊高圧ガスのもの及び貯蔵能力が1t以上3t未満の液化塩素のものに限る。)には、経済産業大臣が定めるところにより、圧力計を設け、かつ、当該設備内の圧力が許容圧力を超えた場合に直ちにその圧力を許容圧力以下に戻すことができる安全装置が設けられているか。	フローシート等で書類確認及び現場確認。また、安全装置の作動に係る定期点検記録があるか(→別紙「2. 一般高圧ガス、液化石油ガス共通」の「(6) 定期自主検査」に関連)。	適否	適否
第14号 〈例示基準14〉	放出管 【特殊高圧ガスのみ】 特殊高圧ガスの貯蔵設備等に設けた安全装置のうち安全弁又は破裂板には、放出管が設けられているか。この場合において、放出管の開口部の位置は、除害設備内又は排気ダクト内とされているか。	フローシート等で書類確認及び現場確認。	適否	適否
第15号 〈例示基準78〉	装逆流防止 【特殊高圧ガス、液化アンモニア、液化塩素のみ】 特殊高圧ガス、液化アンモニア又は液化塩素の消費設備に係る減圧設備と当該ガスの反応(燃焼を含む。)のための設備との間の配管には、逆流防止装置が設けられているか。	同上	適否	適否
第16号 〈例示基準15〉	圧貯防槽止の負 【可燃性ガス低温貯槽のみ】 可燃性ガス低温貯槽には、当該貯槽の内部の圧力が外部の圧力より低下することにより当該貯槽が破壊することを防止するための措置が講じられているか。	例示基準で定める措置がなされていることをフローシート等で書類確認及び現場確認。	適否	適否
第17号 〈例示基準17〉	造置換可能な構 【特殊高圧ガスのみ】 特殊高圧ガスの消費設備が、その内部のガスを不活性ガスにより置換することができる構造又はその内部を真空にすることができる構造となっているか。 この場合において、一の種類の特殊高圧ガスの配管内に不活性ガスを供給する配管は、他の種類のガスその他の流体(当該一の種類の特殊高圧ガスと相互に反応することにより災害の発生するおそれがあるガスその他の流体に限る。)の配管内に不活性ガスを供給する配管と系統が別になっているか。	フローシート等で書類確認及び現場確認。	適否	適否

検査項目	検査(自主点検)の内容	留意点等	自主点検	検査結果
第18号 〈例示基準19〉	<b>装緊急遮断</b> 【特殊高圧ガスのみ】 特殊高圧ガスの貯蔵設備に取り付けた配管には、当該ガスが漏えいしたときに安全に、かつ、速やかに遮断するための措置が講じられているか。	緊急遮断装置(ガスを受け入れるためにのみ用いられる配管にあっては逆止弁でも可)の設置をフローシートで書類確認及び現場確認。 また、緊急遮断装置の作動に係る定期点検記録があるか。	適否	適・否
第19号	<b>計微差圧力</b> 【特殊高圧ガスのみ】 特殊高圧ガスの消費設備に係る排気ダクトには、微差圧力計の設置等の異状を早期に発見するための措置が講じられているか。	フローシート等で書類確認及び現場確認。 また、微差圧力計の制度に係る定期点検記録があるか。	適否	適・否
第20号 〈例示基準20〉	<b>等保安電力</b> 【特殊高圧ガスのみ】 特殊高圧ガスの消費設備を自動的に制御する装置及び保安の確保に必要な設備であつて経済産業大臣が定めるものを設置する消費施設には、停電等により当該設備の機能が失われることのないように措置を講じているか。	緊急遮断装置、漏えい検知警報設備、防消火設備、通報設備、除害設備には、停電等に備えて自家発電装置又はバッテリー等のバックアップ措置があるか。自家発電装置、バッテリー等の稼働に係る定期点検記録があるか。	適否	適・否
第21号 〈例示基準29〉	<b>め除の害措の置た</b> 【特殊高圧ガスのみ】 特殊高圧ガスの消費設備から排出されたガス(不活性ガスによる置換により排出されたものを含む。)は、当該特殊高圧ガスの除害設備により除害される構造になっているか。	(通常ルートによる排出時) フローシート等で書類確認及び現場確認。	適否	適・否
第22号 〈例示基準28〉 〈例示基準29〉	<b>め除の害措の置た</b> 【特殊高圧ガス、液化アンモニア、液化塩素のみ】 特殊高圧ガス、液化アンモニア又は液化塩素の消費設備には、当該ガスが漏えいしたときに安全に、かつ、速やかに除害するための措置が講じられているか。	(漏えい時) 例示基準で定める措置がなされていることを設備配置図等で書類確認及び現場確認。	適否	適・否
第23号 〈例示基準26〉	<b>接配管等の</b> 【特殊高圧ガス、液化アンモニア、液化塩素のみ】 特殊高圧ガス、液化アンモニア又は液化塩素の消費設備に係る配管、管継手及びバルブの接合は、溶接により行われているか。 溶接によることが適当でない場合は、保安上必要な強度を有するフランジ接合又はねじ接合継手による接合となっているか。	現場確認	適否	適・否
第24号 〈例示基準27〉	<b>二重管</b> 【特殊高圧ガス、液化アンモニア、液化塩素のみ】 特殊高圧ガス、液化アンモニア又は液化塩素の消費設備に係る配管は、これらのガスの種類、性状及び圧力並びに当該配管の周辺の状況(当該消費施設が設置されている事業所の周辺における第一種保安物件及び第二種保安物件の密集状況を含む。)に応じ必要な箇所を二重管とし、当該二重管には、当該ガスの漏えいを検知するための措置が講じられているか。ただし、当該配管をさや管その他の防護構造物の中に設置することにより、配管の破損を防止し、かつ、漏えいしたガスが周辺に拡散することを防止する措置を講じている場合は、この限りでない。	フローシート等で書類確認及び現場確認。	適否	適・否
第25号 〈例示基準30〉	<b>の静除電去気</b> 【可燃性ガスのみ】 可燃性ガスの消費設備には、当該設備に生ずる静電気を除去する措置が講じられているか。	ボンディング用接続線、接地接続線の状況を書類確認及び現場確認。	適否	適・否
第26号 〈例示基準23〉	<b>知漏警洩報検</b> 消費施設には、当該施設から漏えいするガスが滞留するおそれのある場所に当該ガスの漏えいを検知し、かつ、警報するための設備が設けられているか。	設置箇所を書類確認及び現場確認。 漏えい検知性能、警報性能に係る定期点検記録があるか。	適否	適・否

検査項目	検査(自主点検)の内容	留意点等	自主点検	検査結果
第27号 〈例示基準31〉	備 防 消 火 設 備 【液化塩素以外のガス】 消費施設(液化塩素に係るものを除く。)には、その規模に応じて、適切な防消火設備が適切な箇所に設けられているか。	例示基準で定める防消火設備があることを図面等で書類確認及び現場確認。 消火器の能力は適正か。老朽化していないか。	適 否	適・否
第28号 〈例示基準32〉	通 報 設 備 【特殊高圧ガスのみ】 特殊高圧ガスの事業所には、事業所の規模及び消費施設の態様に応じ、事業所内で緊急時に必要な連絡を速やかに行うための措置を講じているか。	ベージング設備、構内放送設備、構内電話、拡声器等を現場確認。 作動に係る定期的な点検記録があるか。	適 否	適・否
第29号 〈例示基準33〉	の バ ル ブ 等 消費設備に設けたバルブ又はコックには、作業員が当該バルブ又はコックを適切に操作することができるような措置を講ずること。	バルブには、開閉状態が標示されているか。 配管には、流体名・流れ方向が標示されているか。	適 否	適・否
第30号 〈例示基準11〉	下 貯 槽 の 沈 貯槽(貯蔵能力が100m <sup>3</sup> 又は1t以上のものに限る。)には、その沈下状況を測定するための措置が講じられているか。また、経済産業大臣が定めるところにより沈下状況を測定しているか。この測定の結果、沈下していたものにあつては、その沈下の程度に応じ適切な措置が講じられているか。	定期的な点検記録があるか。	適 否	適・否
【一般則第55条 第2項】 第1号 〈例示基準2〉	離 火 ② 気 制 限 距 特定高圧ガスの貯蔵設備、導管、減圧設備、配管の周囲5メートル(距離緩和型CE【一般則第6条の2第2項に適合するCE】の場合にあつては4メートル)以内では、火気の使用を禁じているか、かつ、引火性又は発火性の物が置かれていないか。ただし、当該設備と火気を使用する場所又は引火性若しくは発火性の物を置く場所との間に流動防止措置又は特定高圧ガスが漏えいしたときに連動装置により直ちに使用中の火気を消すための措置を講じた場合は、この限りでない。	制限距離内に石油類は置かれていないか。  流動防止措置とは、防火壁、シリンダーキャビネット等、例示基準で規定する措置を指す。	適 否	適・否
第2号	除 油 去 脂 類 の 【液化酸素のみ】 液化酸素の消費は、バルブ及び消費に使用する器具の石油類、油脂類その他可燃性の物を除去した後に行っているか。	作業手順確認	適 否	適・否
第3号 〈例示基準49〉	日 常 点 検 特定高圧ガスの消費は、消費設備の使用開始時及び使用終了時に当該設備の属する消費施設の異常の有無を点検しているか。また、1日に1回以上、消費をする特定高圧ガスの種類及び消費設備の態様に応じ頻繁に消費設備の作動状況について点検しているか。その結果、異常があるときは、当該設備の補修その他の危険を防止する措置を講じているか。	3回/日以上の日常点検記録があるか。 点検項目等は、例示基準に規定されたものとなっているか。 「日常点検」とは、別紙「1 共通項目」の「(6) 定期自主検査」とは異なるものであることに注意。	適 否	適・否
第4号	等 ガ ス の 置 換 【特殊高圧ガスのみ】 消費設備に特殊高圧ガスの充てん容器等を接続した後及び当該充てん容器等を取り外す前には、当該充てん容器等のバルブを閉じた状態で当該消費設備(当該特殊高圧ガスと他の種類のガスその他の流体とが相互に反応することにより、災害の発生するおそれがある部分に限る。)の内部のガスを不活性ガスにより置換し、又は当該消費設備の内部を真空に行っているか。	作業手順確認	適 否	適・否

検査項目	検査(自主点検)の内容	留意点等	自主点検	検査結果
第5号 〈例示基準50〉	修理等をするときは、あらかじめ、修理等の作業計画及び当該作業の責任者を定め、修理等は当該作業計画に従い、かつ、当該責任者の監視の下に行っているか。又は異常があつたときに直ちにその旨を当該責任者に通報するための措置を講じて行っているか。	作業手順確認	適 否	適・否
	<b>〔可燃性ガス、毒性ガス、酸素のみ〕</b> 可燃性ガス、毒性ガス又は酸素の消費設備の修理等をするときは、危険を防止するための措置を講じているか。	作業手順確認	適 否	適・否
	修理等のため作業員が消費設備を開放し、又は消費設備内に入るときは、危険を防止するための措置を講じているか。	作業手順確認	適 否	適・否
	消費設備を開放して修理等をするときは、当該消費設備のうち開放する部分に他の部分からガスが漏れいすることを防止するための措置を講じているか。	作業手順確認	適 否	適・否
	修理等が終了したときは、当該消費設備が正常に作動することを確認した後で消費を開始しているか。	作業手順確認	適 否	適・否
第6号 〈例示基準51〉	消費設備に設けたバルブを操作する場合にバルブの材質、構造及び状態を勘案して過大な力を加えないよう必要な措置を講じているか。	バルブは、直接手で操作しているか。ハンドル回し等を使用するときは、例示基準に定める方法で使用しているか。	適 否	適・否

- \* 本チェックシートにおいて、「一般則」とは、「一般高圧ガス保安規則」(昭和41年5月25日 通商産業省令第53号)を示す。  
 \* 同じく、「例示基準」とは、「一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について」(平成13年3月26日 平成13・03・23原院第1号)を示す。  
 (例示基準は、高圧ガス保安協会でも冊子として頒布しているほか、経済産業省のホームページにも掲載されている)